

憲法9条を変えることに反対し、自衛隊をイラクからただちに撤退させることを求める意見広告運動を成功させましょう!!

憲法9条は、アジアと世界に向けた【非武装・不戦】の国際公約です

日本国憲法第9条は、《戦争を放棄すること》、《戦力を一切持たないこと》、そして《国の交戦権を認めないこと》を明確に定めています。また憲法の前文は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないや（よ）う決意する」とのべています。前文と9条は【非武装・不戦】の宣言であり、日本による過去の侵略戦争と植民地支配への深い反省から生まれました。ですからそれは、アジア・世界に向けた国際公約であり、日本政府が絶対に守らねばならない大原則なのです。

憲法9条はひどく骨抜きにされています

ところが現状はどうでしょう。かつての沖縄戦が軍隊は決して自国民を守らないことを教えているにもかかわらず、自衛隊は、今や世界有数の巨大な軍隊になっています。また周辺事態法など戦争に備える法律が次々に作られています。そういう日本のありようは、アジアの近隣諸国をおびやかす不信と緊張を高めています。米ブッシュ政権のアフガン・イラク政策はすでに破綻し、イラクを占領している多国籍軍は次々に撤退していますが、小泉政権は海上自衛隊のインド洋派遣や陸上自衛隊のイラク駐留を止めようとしません。

憲法改悪のための国民投票法案が提出されようとしています

今年9月11日に行なわれた衆院選で自民党が圧勝し、改憲を求め人びとが勢いづきました。衆院選直後の9月22日には、自民・公明・民主3党の賛成多数で、衆議院に「憲法改正国民投票法案」を審議する憲法調査特別委員会が設置されました。すでに用意されている同法案は、国民投票をおこなうに際して表現の自由や報道の自由を罰則（罰金・懲役）をもうけて規制します。さらに「改正」の賛成票を増やし改憲を容易にする内容になっています。この法案が来年1月召集の通常国会に提出されます。本年10月28日に自民党が決定した「新憲法草案」は、11月22日の立党50年記念大会で正式に発表されました。

自民党「新憲法草案」は日本を【戦争をする国】にします

- 草案の前文は、象徴天皇制の維持を明記するとともに、「日本国民は帰属する国を愛情をもって自ら支え守る責務を共有する」としています。これは、愛国心による国防の責務の強要です。
- 9条には「自衛軍の保持」を明記し、「自衛軍」は海外でも武力行使できます。集団的自衛権は記されていませんが、その行使は当然とされ、世界のどこでも日米共同の戦争ができるようになります。現在の9条は真正面から踏みじられます。
- 基本的人権の保障にかかわる12条は「国民の責務」と題され「自由及び権利には責任及び義務が伴う」とされます。国による自由と権利の剥奪・抑圧が公然と許されます。
- 戦前の歴史への反省から国家と宗教との厳格な分離を定めた20条の規定を緩和し、首相の靖国神社参拝を合憲にします。再び戦死者が生まれることを想定しているからです。
- 新設の76条3項で軍事裁判所の設置を規定します。戦前の軍法会議が復活します。
- 96条の憲法改正手続きは、改正発議の要件を「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」から「過半数の賛成」に変えて、改憲のハードルをうんと低くします。自民党の「新憲法草案」は日本を【戦争をする国】【戦争ができる国】にします。

この意見広告運動にはだれでも参加できます

【非武装・不戦】を定めた9条は世界に誇れるものです。9月初め毎日新聞社が行なった世論調査では、憲法9条が戦後日本の平和維持に役立ったことを肯定する人は8割にも達しています。武力によらず平和な世界をつくるため、【9条実現】をめざし、その思いを意見広告で表明しましょう。

この運動にはだれでも参加できます。あなたにお願いしたいことは二つ。まずあなたが賛同者になって下さい。そしてこのチラシを一人でも多くの人に広め賛同者を増やして下さい。あなたの思いが9条を実現させ、崩れることのない平和を築きます。

00		払込取扱票									
口座番号		百 十 万 千 百 十 番									
* 0 0 1 1 0 5		* 7 2 3 9 2 0									
* 加者名		金額									
* 市民意見広告運動		* 千 百 十 万 千 百 十 円									
* 団体の賛同(1口 5,000円) <input type="checkbox"/> 個人の賛同(1口 なるべく2,000円) <input type="checkbox"/>		料金									
* 意見広告の紙面での賛同者・賛同団体の名前の公表(必ず○をつけてください。記入がない場合は公表しません。)		特殊取扱									
* (メッセージ)		可 ・ 不可									
* おところ(郵便番号)		受付局日附印									
* おなまえ		様									
* (ふりがなをつけて下さい) (電話番号 - -)		円									

裏面の注意事項をお読みください。
これより下部には何も記入しないでください。

払込票兼受領証

口座番号		百 十 万 千 百 十 番									
* 0 0 1 1 0 5		* 7 2 3 9 2 0									
* 加者名		金額									
* 市民意見広告運動		* 千 百 十 万 千 百 十 円									
* おなまえ		おなまえ									
* ご依頼人		受付局日附印									
* 料金(消費税込み)		円									
* 特殊取扱		様									

◎ 賛同者・賛同団体名の広告での公表については、「可」・「不可」のどちらかに必ず○をつけて下さい。
◎ 氏名には必ずフリガナを。
◎ 住所や電話番号は正確に。(公表することはありません)

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。
切り取らないで郵便局にお出ください。

九条実現

各票の※印欄は、「依頼人において記載してください。」